

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、3月1日時点のものです

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)
*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」
日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571
午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396
相談票に記入のうえ、送信

【問合せ】保健予防課感染症係 ☎5608-6191
*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**
24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 *混雑時は電話がつながりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

【問合せ】保健予防課感染症係 ☎5608-6191
*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照

区 HP 

区 HP(やさしい日本語) 

追加接種は1回までです

新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチンの追加接種

区内の各医療機関で実施している新型コロナウイルスオミクロン株対応2価ワクチンの追加接種は、現状では1回のみ可能です。ファイザー製・モデルナ製オミクロン株(BA.1およびBA.4/5)対応2価ワクチンの接種を受けた方、または4年11月8日以降にノババックスワクチンの3回目～5回目の接種を受けた方は、以後追加接種を受けられませんのでご注意ください。

今後のワクチン接種は、詳細が決まり次第、本紙や区ホームページでお知らせします。

【問合せ】 墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

区 HP 

区 HP(やさしい日本語) 

受給を終了した方の再申請期限は3月31日です！

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、3月31日です。**なお、解雇等で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。要件や必要書類、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【問合せ】 暮らし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受付内) ☎5608-6289

墨田区国民健康保険または**東京都後期高齢者医療制度**の被保険者の方へ

以下の**全ての要件を満たす**方に、傷病手当金を支給します。受給には**申請が必要**です。受給を希望する場合は、**必ず事前に電話で**お問い合わせください。

【対象要件】 ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である(個人事業主・フリーランスを除く) ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師等により証明される場合で、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**【支給期間】**労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**【支給額】**直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり**【適用期間】**2年1月1日～5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで) *申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内**【問合せ】** ▶ 墨田区国民健康保険＝国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123 ▶ 東京都後期高齢者医療制度＝広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519・FAX0570-086-075 *広域連合お問合せセンターの受け付けは、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

申請期限は3月31日(必着)です！

令和4年度国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料の減額・免除

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した世帯または被保険者を対象に、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各保険料を減免しています。申請期限が迫っているため、早めに申請してください。詳細は区ホームページをご覧ください。

【問合せ】 ▶ 国民健康保険料＝国保年金課こくほ保険料係 ☎5608-6127 ▶ 後期高齢者医療保険料＝国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当 ☎5608-8100 ▶ 介護保険料＝介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937

申請期間を6月30日まで延長します！

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資あっせん

新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化している区内の中小企業や商店を対象に、あっせん融資の利子等を補助します。

また、3年7月31日以前にコロナ融資を利用した方は、追加でコロナ融資を申し込む際に、既存のコロナ融資と一本化できます。詳細は区ホームページをご覧ください。

【融資限度額】2000万円**【利率】**2.0 %
*うち1.8%を区が補助**【返済期間】**7年以内 *据置期間(12か月以内)を含む**【申込期間】**6月30日まで**【申込み】**申込用紙と必要書類を、直接、経営支援課経営支援担当(区役所14階) ☎5608-6183へ
*申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

申請期間を6月30日まで延長します！

住宅修築資金融資あっせん

新しい生活様式に対応した住宅環境への改善を支援することを目的に、高齢者および障害のある方が専用室を設ける、または生活しやすくなるように自宅の修築等を行う場合のあっせん融資の利子を、区が全額補助します。

なお、融資の際には金融機関の審査があります。申込方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【対象者】 次のいずれかに該当する方とその家族 ▶ 65歳以上である ▶ 身体障害者手帳(1級～4級)または愛の手帳(1度～4度)、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)を持っている ▶ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症である ▶ 国の指定難病等の難病医療費助成を受けている *ほかにも要件あり**【対象住宅】** 区内に所在し、申込人が現に自ら居住している、または修築後同居する親族が現に居住している住宅**【融資限度額(工事に係る金額の範囲)】**500万円**【利率】**2.0%**【償還方法】**均等月賦償還**【申込期間】**6月30日まで**【問合せ】** 住宅課計画担当 ☎5608-6215

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

申請期限は5月31日です

マイナポイント事業

マイナンバーカードをお持ちの方(2月28日までにマイナンバーカードの申請を行った方)のマイナポイントの申込期限は、5月31日です。マイナポイント事業の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。

■マイナポイントの予約・申込手続支援窓口
ICカードリーダーやマイナンバーカード対応のス

スマートフォンをお持ちでない方で、申込みの支援が必要な方のために、マイナポイント申込みの支援を行っています。申し込む決済サービスに必要な事前準備と、公金受取口座の登録を行う場合は本人名義の口座情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号)を確認のうえ、マイナンバーカードを持ってお越しください。なお、申込期限に向けて窓口の混雑が予想されるため、日程には余裕を持ってお越しください。

【とき】 月曜日～金曜日 ▶ 午前9時～正午 ▶ 午後1時～5時 *午前は11時まで、午後は4

時まで整理券を配布 *祝日を除く**【ところ】** マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)**【対象】** 区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方

.....

【問合せ】 ▶ マイナンバーカードの申請＝墨田区マイナンバーカードコールセンター ☎5608-6370 ▶ マイナポイント事業＝マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(外国語対応 ☎0570-028-125) ▶ マイナポイントの手続＝マイナポイント申込支援窓口 ☎5608-1111(内線3667)

暮らし 健康 福祉 子育て・教育 仕事・産業 税金・国保 文化・スポーツ イベント 区政 その他 ばけっと(区主催以外)

HP 区ホームページで検索する場合は、「記事のタイトル」で検索

広告 スマホの料金、見直しませんか？ J:COMモバイルなら月額980円で使えます。詳しくは ☎0120-938-362(9:00～18:00)